



BUZEN
Chamber of Commerce
and Industry

BUZEN

商工会議所だより

3月号

発行 豊前商工会議所 〒828-0021 豊前市八屋2013-2 TEL0979-83-2333(代) 発行責任者 米谷 剛

HP◆<http://www.buzen-cci.or.jp/> e-mail◆buzencci@lime.ocn.ne.jp

確定申告の手続きはお早めに

所得税は3月15日まで、消費税は3月31日までで、令和3年分の申告書等には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
 (※所得税・消費税の申告・納付期限は4月15日まで延長することができます。)

所得税の確定申告期間も半ばを過ぎましたが、手続きはお済みでしょうか。

令和3年度分の所得税の申告と納税は3月15日まで、個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は3月31日までとなっておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、申告等が困難な方については、所得税・消費税とも、4月15日まで延長することができますようになりました。

当商工会議所では、個人事業者の確定申告(決算)や記帳などに関する代行、ならびに指導相談業務を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

また、青色申告会にご加入頂きますと、パソコン用会計ソフト「フルリターンA」が、会員幹旋価格で購入でき、継続して使い方の指導を受けることができます。

◎お問合せ先
 豊前商工会議所 TEL83・2333

所得税の確定申告

◆申告が必要な方

- ・ 事業をしている方、不動産収入のある方、不動産を売った方。
- ・ 給与の収入金額が二十万円を超える方、二箇所以上から給与がある方。
- ・ 公的年金等の収入金額が四百万円を超える方など。

◆還付申告ができる方

- ・ 多額の医療費を支払った方。
- ・ 住宅ローンでマイホームを取得した方など。

◆申告書の作成

- ・ 申告書は商工会議所や税務署の窓口や、国税庁のHP等で入手できます。
- ・ 申告書は手書き作成のほか、パソコンで作成することもできます。
- ・ e-Taxでは、申告や申請・届出などすべてがインターネットを利用して行えます。

◆申告書の提出

- ・ 作成した申告書は、税務署へ持参、または郵送で提出できます。
- ・ e-Taxでは、自宅やオフィス等からインターネットを利用して提出することができます。

消費税の確定申告

◆申告が必要な方

- ・ 令和元年分の課税売上高が1千万円を超えている事業者の方。
- ・ 令和元年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、令和2年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方。

◆申告書の作成

- ・ 申告書は商工会議所や税務署の窓口や、国税庁HPなどで入手できます。
- ・ 申告書は手書き作成のほか、パソコンで作成することもできます。

令和元年分の課税売上高が五千万円以下で、令和2年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した方は「簡易課税用」を、それ以外の方は「一般用」の申告書を使用します。

◆申告書の提出

- ・ 作成した申告書は、税務署へ持参、または郵送で提出できます。
- ・ e-Taxでは、インターネットを利用して提出することができます。

◆納税

- ・ 金融機関又は税務署で納付できます。
- ・ あらかじめ税務署と金融機関に届出を行うことにより、口座から振替によって納付することができます。

『e-Tax』とは・・・

e-Tax(e-tax)とは、自宅やオフィス等からインターネットを利用して申告や申請・届出等ができる便利なシステムです。

利用に必要なもの

パソコンとインターネット環境、電子署名用の電子証明書が必要です。

e-TaxOnline

- ・ 税務署や金融機関に行く必要がないので、時間が節約できます。
- ・ 添付書類の提出が不要。
- ・ 還付金が早く還付されます。
- ※詳しくは、税務署又はe-Taxホームページで

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

特別相談会(無料)

確定申告相談

3月1日(火)13:00~16:00

4日(金)13:00~16:00

7日(月)13:00~16:00

消費税相談

3月22日(火)13:00~16:00

23日(水)13:00~16:00

※月例の無料相談会でも申告相談を受付けますので、ご利用ください。

最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業

○業務改善助成金のご案内

・中小企業・小規模事業者(以下、中小事業者)の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、コンサルティング導入ほか)等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。

【例:20円コースの場合】

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
20円以上	1人	20万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模100人以下の事業場 (※)一定の要件を伴います
	2~3人	30万円	
	4~6人	50万円	
	7人以上	70万円	
	10人以上(※)	80万円	

引上げ額別コースには、30円・45円・60円・90円コースもあります。

特に業況が厳しい中小事業者を支援する「特例コース」が新たに導入!

令和3年12月20日に成立した「2021年度補正予算」に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響によって売上高などが30%減少した中小事業者が「令和3年7月16日から同年12月末日まで」の間において、事業場内の最低賃金を「30円以上」引上げ、これから設備投資等を行うといった場合においても助成を可能とする「特例コース」が新たに導入されることになりました。特例コースの概要・ポイントや支給要件・申請期限を含め、これら助成金制度にかかる詳細については、「業務改善助成金コールセンター」ほか、福岡労働局ホームページ、もしくは下記の相談窓口にお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター TEL 03-6388-6155 (受付は平日8:30~17:15)

福岡労働局HPアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

【相談窓口】・最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談

福岡働き方改革推進支援センター (TEL 0800-888-1699)

・支援事業に関するご相談(申請先)

福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課 (TEL092-411-4717)

最低賃金改定のお知らせ

令和3年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 870円	令和3年10月1日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 980円	令和3年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 947円	
自動車(新車)小売業	1時間 959円	令和4年1月7日
輸送用機械器具製造業	1時間 957円	
百貨店、総合スーパー	1時間 897円	

・これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間870円)が適用されます。

・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

・最低賃金には精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

・派遣労働者には、派遣先の事業場における最低賃金額が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室

TEL 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

28	21	20	19	18	9	7	6	5	日	
金	金	木	水	火	日	金	木	水	曜	
福岡連専務理事会	デジタルエクスポ2022	豊前市企業人権啓発推進会議	豊前市中小企業融資委員会	豊前市総合計画審議会	労働保険事務組合業務検討委員会	豊前青年会議所新春式典	中津商工会議所新年賀詞交歓会	三役会	福岡商工会議所新年祝賀会	行事

会議所の動き《一月》

3月の無料相談会

お気軽にご利用ください

税務相談(税金に関する各種相談)

○日時 3月17日(木) 13:00~16:00

○担当 担当税理士

金融相談(事業資金融資に関する各種相談)

○日時 3月16日(水) 10:00~12:00

○担当 日本政策金融公庫・専門相談員
※金融相談は事前予約が必要です。
豊前商工会議所 TEL83-2333

中小企業の事業承継を支援する公的機関

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

60歳以上の

経営者、個人事業主のみならず

事業承継の準備は始めていますか?

- ・何から始めていいかわからない。
- ・日々の経営で精一杯。
- ・事業承継に関して誰に相談してよいかかわからない。
- ・適当な後継者(候補)が見つからない。

ひとつでも当てはまる方は、

事業承継診断(無料)を受けてみましょう!

事業承継に必要な期間は5~10年と言われています。後継者教育などを進めながら経営権を引き継ぐ「人(経営)」の承継、自社株式・事業用資産、債権や債務など「資産」の承継、経営理念や取引先との人脈、技術・技能といった「知的資産」の承継を、計画的に着実に進める必要があります。そのためにも1日でも早い準備をおすすめします。

事業承継診断実施後

まずは、お近くの事業承継支援ネットワーク機関にて相談および診断を実施

無料で診断します!

「事業承継診断」の結果をもとに、事業承継に必要な計画づくりをサポートする専門家の派遣を無料で受けることができます。まずは「会社のいま」を見つめ直すところから始めましょう。

STEP1
経営の「見える化」および会社の「磨き上げ」を行い、10年後も続く会社を考えましょう。

STEP2
円滑にトントンタッチできるように事業承継計画を策定しましょう!

お気軽にお問合せください。

【豊前商工会議所】TEL 83-2333 (担当:山本、井上、竹内)